

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年9月25日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目1番地の1

鈴木 晃司

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第3地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目1番地の1から1番地の6まで、2番地の1から2番地の7まで、2番地の9から2番地の11まで、3番地の1から3番地の11まで、4番地の1、4番地の3から4番地の7まで、4番地の9、5番地の1から5番地の3まで、6番地の1、6番地の2及び301番地から303番地まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目2番地の8、4番地の2、4番地の8、7番地の1及び7番地の2

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備及びその他の事項

6 協定の期間

10年

7 認可年月日及び番号

平成19年9月25日付け第13-002号

(都市計画局建築指導部建築指導課)